

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

### ページ

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局  
スポーツ部スポーツ振興課】 2
- 指定納付受託者の指定【都市ブランド創造局自然史・歴史博物館普及  
課】 8
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2 件）【都市ブラン  
ド創造局自然史・歴史博物館普及課】 9
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2 件）【環境局グリ  
ーン成長推進部サーキュラーエコノミー推進課】 1 1

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）【技術監理局契約部  
契約課】 1 3
- 特定調達契約の相手方の決定【技術監理局契約部契約課】 2 3

北九州市告示第 1 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

| 施設の名称                   | 指定公金事務取扱者                    |                                 | 指定公金<br>事務取扱<br>者として<br>指定した<br>日 | 指定公金<br>事務取扱<br>者に公金<br>事務を委<br>託した日 | 委託期間                                          |
|-------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                         | 名称                           | 住所                              |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立<br>総合体育館          | 公益財団法<br>人北九州市<br>スポーツ協<br>会 | 北九州市八<br>幡東区八王<br>寺町 4 番 1<br>号 | 令和 7 年<br>4 月 1 日                 | 令和 7 年<br>4 月 1 日                    | 令和 7 年<br>4 月 1 日<br>から令和<br>8 年 3 月<br>3 1 日 |
| 北九州市立<br>若松体育館          |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立<br>黒崎体育館          |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立<br>折尾スポー<br>ツセンター |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立<br>香月スポー<br>ツセンター |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立<br>鞆ヶ谷競技<br>場     |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立<br>若松球技場          |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |
| 北九州市立                   |                              |                                 |                                   |                                      |                                               |

|                       |                                |                                  |  |  |  |  |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|
| 若松球場                  |                                |                                  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>若松武道場        |                                |                                  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>若松庭球場        |                                |                                  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>八幡西柔剣<br>道場  |                                |                                  |  |  |  |  |
| 高炉台球場                 |                                |                                  |  |  |  |  |
| 都島球場                  |                                |                                  |  |  |  |  |
| ひびきコス<br>モス運動場        |                                |                                  |  |  |  |  |
| 香月中央運<br>動場           |                                |                                  |  |  |  |  |
| 香月中央庭<br>球場           |                                |                                  |  |  |  |  |
| 八幡東体育<br>館            |                                |                                  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>新門司体育<br>館   | 北九州スポ<br>ーツネット<br>ワーク共同<br>事業体 | 東京都品川<br>区東品川四<br>丁目 10 番<br>1 号 |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>門司体育館        |                                |                                  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>門司青少年<br>体育館 |                                |                                  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>小倉北体育        |                                |                                  |  |  |  |  |

|                       |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--|
| 館                     |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>小倉南体育<br>館   |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>城野体育館        |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>曾根体育館        |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>門司庭球場        |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>小倉南庭球<br>場   |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>新門司温水<br>プール |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>小倉南武道<br>場   |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>小倉北柔剣<br>道場  |  |  |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>門司弓道場        |  |  |  |  |  |  |
| 門司球場                  |  |  |  |  |  |  |
| 三萩野庭球<br>場            |  |  |  |  |  |  |
| 紫川河畔庭                 |  |  |  |  |  |  |

|                         |                               |                                    |  |  |  |  |
|-------------------------|-------------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|
| 球場                      |                               |                                    |  |  |  |  |
| 吉田太陽の<br>丘庭球場           |                               |                                    |  |  |  |  |
| 田野浦庭球場                  |                               |                                    |  |  |  |  |
| 勝山弓道場                   |                               |                                    |  |  |  |  |
| 大里柔剣道<br>場              |                               |                                    |  |  |  |  |
| 三萩野体育<br>館              |                               |                                    |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>城山体育館          | スピナ・シ<br>ンコースポ<br>ーツ共同事<br>業体 | 北九州市八<br>幡東区平野<br>二丁目 1 1<br>番 1 号 |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>桃園市民プ<br>ール    |                               |                                    |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>城山球場           |                               |                                    |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>城山庭球場          |                               |                                    |  |  |  |  |
| 桃園球場                    |                               |                                    |  |  |  |  |
| 桃園運動場                   |                               |                                    |  |  |  |  |
| 桃園庭球場                   |                               |                                    |  |  |  |  |
| 桃園武道場                   |                               |                                    |  |  |  |  |
| 城山緑地ア<br>ーチェリー<br>場     |                               |                                    |  |  |  |  |
| 北九州市立<br>浅生スポー<br>ツセンター | 戸畑スポー<br>ツ文化グラ<br>ンドデザイ<br>ン  | 北九州市小<br>倉北区浅野<br>一丁目 1 番<br>1 号   |  |  |  |  |

|                                       |                                       |                                     |  |  |  |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|
| 北九州市立<br>新門司球場                        | 特定非営利<br>活動法人北<br>九州フット<br>ボールクラ<br>ブ | 北九州市門<br>司区新門司<br>北二丁目 6<br>番 2 号   |  |  |  |
| 北九州市立<br>新門司運動<br>場                   |                                       |                                     |  |  |  |
| 北九州市立<br>新門司庭球<br>場                   |                                       |                                     |  |  |  |
| 文化記念プ<br>ール（文化<br>記念公園管<br>理棟含む。<br>） | 総合緑地建<br>設株式会社                        | 北九州市小<br>倉南区大字<br>合馬 3 0 1<br>番地    |  |  |  |
| 曾根臨海運<br>動場                           |                                       |                                     |  |  |  |
| 文化記念庭<br>球場                           |                                       |                                     |  |  |  |
| 北九州市民<br>球場                           | 北九州野球<br>株式会社                         | 北九州市小<br>倉北区三萩<br>野二丁目 1<br>0 番 1 号 |  |  |  |
| 三萩野球場                                 |                                       |                                     |  |  |  |
| 本城球場                                  | 株式会社ス<br>ピナ                           | 北九州市八<br>幡東区平野<br>二丁目 1 1<br>番 1 号  |  |  |  |
| 的場池球場                                 |                                       |                                     |  |  |  |
| 本城陸上競<br>技場                           |                                       |                                     |  |  |  |
| 本城運動場                                 |                                       |                                     |  |  |  |
| 的場池弓道<br>場                            |                                       |                                     |  |  |  |

|              |                        |                                  |  |  |  |
|--------------|------------------------|----------------------------------|--|--|--|
| 的場池体育<br>館   |                        |                                  |  |  |  |
| 北九州スタ<br>ジアム | 株式会社ウ<br>インドシッ<br>プ北九州 | 北九州市小<br>倉北区米町<br>二丁目 2 番<br>1 号 |  |  |  |

北九州市告示第 1 8 6 号

北九州市立自然史・歴史博物館入館料の納付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

| 指定納付受託者               |                          | 指定をした日         | 指定期間                               |
|-----------------------|--------------------------|----------------|------------------------------------|
| 名称                    | 住所                       |                |                                    |
| インタセクト・コミュニケーションズ株式会社 | 東京都千代田区<br>神田小川町三丁目 1 番地 | 令和 7 年 4 月 1 日 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

北九州市告示第 1 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における駐車場使用料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

| 指定公金事務取扱者     |                                | 指定公金事務<br>取扱者として<br>指定した日 | 指定公金事務<br>取扱者に公金<br>事務を委託し<br>た日 | 委託期間                                        |
|---------------|--------------------------------|---------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------|
| 名称            | 住所                             |                           |                                  |                                             |
| 北九メンテ協<br>同組合 | 北九州市小倉<br>北区下到津二<br>丁目 7 番 6 号 | 令和 7 年 3 月<br>1 7 日       | 令和 7 年 3 月<br>1 7 日              | 令和 7 年 4 月<br>1 日から令和<br>8 年 3 月 3 1<br>日まで |

北九州市告示第 188 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立自然史・歴史博物館における物品売払代金の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

| 指定公金事務取扱者         |                       | 指定公金事務<br>取扱者として<br>指定した日 | 指定公金事務<br>取扱者に公金<br>事務を委託し<br>た日 | 委託期間                              |
|-------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 名称                | 住所                    |                           |                                  |                                   |
| 株式会社西日本ミュージアムサービス | 北九州市八幡東区東田二丁目 4 番 1 号 | 令和 7 年 4 月 1 日            | 令和 7 年 4 月 1 日                   | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |

北九州市告示第 189 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

| 施設の名<br>称                 | 指定公金事務取扱者                        |                                | 指定公金<br>事務取扱<br>者として<br>指定した<br>日 | 指定公金<br>事務取扱<br>者に公金<br>事務を委<br>託した日 | 委託期間                                            |
|---------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                           | 名 称                              | 住 所                            |                                   |                                      |                                                 |
| 北九州市<br>エコタウ<br>ンセンタ<br>ー | 一般社団法<br>人北九州エ<br>コタウンネ<br>ットワーク | 北九州市若<br>松区向洋町<br>10 番地 2<br>0 | 令和 7 年<br>4 月 1 日                 | 令和 7 年<br>4 月 1 日                    | 令和 7 年 4<br>月 1 日から<br>令和 8 年 3<br>月 31 日ま<br>で |

北九州市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州エコタウン事業概要 DVD の売払代金の収納について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

北九州市長 武 内 和 久

| 施設の名<br>称             | 指定公金事務取扱者                        |                                | 指定公金<br>事務取扱<br>者として<br>指定した<br>日 | 指定公金<br>事務取扱<br>者に公金<br>事務を委<br>託した日 | 委託期間                                            |
|-----------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                       | 名 称                              | 住 所                            |                                   |                                      |                                                 |
| 北九州市<br>エコタウン<br>センター | 一般社団法<br>人北九州エ<br>コタウンネ<br>ットワーク | 北九州市若<br>松区向洋町<br>10 番地 2<br>0 | 令和 7 年<br>4 月 1 日                 | 令和 7 年<br>4 月 1 日                    | 令和 7 年 4<br>月 1 日から<br>令和 8 年 3<br>月 31 日ま<br>で |

## 北九州市公告第 2 5 9 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

白灯油（6 月分） 3 6 キロリットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和 7 年 6 月 1 日から同月 3 0 日まで

#### (4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目 7 9 番地 新門司工場

イ 北九州市八幡西区夕原町 2 番 1 号 皇后崎工場

#### (5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して 2 4 日前までに公告する。

ア 4 1 キロリットル 令和 7 年 5 月頃

イ 3 4 キロリットル 令和 7 年 6 月頃

ウ 3 5 キロリットル 令和 7 年 7 月頃

エ 2 1 キロリットル 令和 7 年 8 月頃

オ 3 8 キロリットル 令和 7 年 9 月頃

カ 2 9 キロリットル 令和 7 年 1 0 月頃

キ 1 9 キロリットル 令和 7 年 1 1 月頃

ク 2 5 キロリットル 令和 7 年 1 2 月頃

ケ 3 5 キロリットル 令和 8 年 1 月頃

#### (6) 入札方法 1 キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### (7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システ

ムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）

）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月23日の午前9時か

ら午前 10 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和 7 年 5 月 2 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 7 日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和 7 年 5 月 7 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時 30 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

(イ) 提出場所

第 1 号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和 7 年 5 月 15 日から同月 22 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 7 時まで及び同月 23 日午前 9 時から午前 1

0時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年5月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年5月23日午前10時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

### ( 1 ) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 36KL

### ( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m. , May 23, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , May 22, 2025

### ( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

## 北九州市公告第260号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月22日

北九州市長 武 内 和 久

### 1 調達内容

#### （1） 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・6月分） 1万900リットル

#### （2） 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### （3） 履行期間 令和7年6月1日から同月30日まで

#### （4） 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（小倉栈橋）こくら丸又は代船

#### （5） 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

いずれも入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

ア 2万4,000リットル 令和7年5月頃

イ 3万3,700リットル 令和7年6月頃

ウ 3万1,900リットル 令和7年7月頃

エ 3万2,600リットル 令和7年8月頃

オ 2万9,200リットル 令和7年9月頃

カ 2万8,600リットル 令和7年10月頃

キ 2万9,100リットル 令和7年11月頃

ク 2万9,800リットル 令和7年12月頃

ケ 3万500リットル 令和8年1月頃

#### （6） 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

#### （7） 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

## 2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

## 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

## 5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
  - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課
  - イ 日時 この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月23日の午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和7年5月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月7日の午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和7年5月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和7年5月15日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月23日午前9時から午前10時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和7年5月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和7年5月23日午前10時10分

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 7 Summary

( 1 ) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 10,900L

( 2 ) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

10:00a.m., May 23, 2025

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., May 22, 2025

( 3 ) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city, 803-8501 Japan TEL093-582-2017

北九州市公告第 2 6 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び数量  
中学校教師用教科書ほか（音楽ほか 6 教科） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 4 月 1 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
福岡県教科図書株式会社  
福岡市中央区清川二丁目 2 1 番 4 号
- 5 契約金額  
5, 2 1 2 万 5, 6 9 2 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第 1 1 条第 1 項第 1 号に該当するため